

厚生労働省社会保障審議会推薦 児童福祉文化財について

Q. 「児童福祉文化財」とはなんですか。

厚生労働省の社会保障審議会（福祉文化分科会）が、子どもたちや家族、保育士など子どもと関わる方々に向けて推薦する「出版物」「舞台芸術」「映像・メディア等」の作品を「児童福祉文化財」と言います。

昭和 26 年から毎年、絵本や児童書、演劇や人形劇、ミュージカルやコンサート、映画、テレビ番組など、幅広い分野を対象に推薦を行っています。

（厚生労働省ホームページ）

○社会保障審議会(福祉文化分科会)について

ホーム> 政策について> 審議会・研究会等> 社会保障審議会(福祉文化分科会)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126697.html

○児童福祉文化財について

ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 子ども・子育て> 子ども・子育て支援> 児童福祉文化財について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/kosodate18/index.html

Q. なぜ推薦しているのですか。

子どもたちの健やかな育ちを支援している厚生労働省では、子どもが家族とともに、小さな頃から優れた絵本や劇、映画などに触れ親しむことで、健やかな発達が促されると考えています。

また、子育てをする保護者の方の心のゆとりや豊かさが生まれ、良好な親子関係につながるものと考えています。

こうした考えに基づき、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 9 項は、社会保障審議会において児童福祉文化財を推薦することを規定しています。

また、国が毎年 5 月に実施する「児童福祉週間」の取組の中で、「児童福祉文化財」の厚生労働大臣表彰を行っています。



Q. どのように推薦作品が決まるのですか。

製作者等から申請のあった作品について、福祉文化分科会に「出版物」「舞台芸術」「映像・メディア等」の分野ごとに設けられた委員会が審査を行い、審議会が推薦を決めています。

委員会は、各分野に詳しい学識経験者や実際に子どもたちに関わる専門家などで構成されています。

Q. 推薦作品は公表されていますか。

これまで推薦された作品等は、厚生労働省ホームページ内の特設サイトで公表しています。

(厚生労働省ホームページ)

○児童福祉文化財特設サイト

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo_kosodate/suisenjidoufukushibunkazai/index.html

「児童福祉文化財」に関する問合せ先

社会保障審議会 福祉文化分科会事務局

(厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課 育成環境係)

TEL03-5253-1111 (代表) 内線 4959